

宿泊税の考え方について (案)

福岡市宿泊税に関する調査検討委員会

意見募集期間：10月29日～11月16日

1 宿泊税の検討にあたって

(1) 検討の趣旨・経緯

(2) これまでの検討状況

(3) 福岡市のこれまでの主な取り組み

(福岡市が行っている広域的な機能の整備・運営)

2 宿泊税の検討案

(1) 宿泊税を財源とする取り組みの考え方

(2) 宿泊税の課税要件の考え方

参考 福岡市の現状分析 (福岡市観光振興条例案補足資料より)

参考 福岡市宿泊税に関する調査検討委員会について

(1) 検討の趣旨・経緯

福岡市が観光振興を進めるための基本理念や施策，その財源として宿泊税の創設を定めた「福岡市観光振興条例」が，福岡市議会の議員有志により今年3月から検討が進められ，9月に議会で正式に可決されました。

- 福岡市の産業は，サービス業や小売業などの第三次産業が約9割を占めているため，たくさんの人に来てもらうことがまちの活性化につながると考えられます。
- 福岡市は，多くの人・モノが行き交う九州のゲートウェイ都市として，交通の拠点である博多港や博多駅などの「玄関口」の整備を進め，多くの観光・ビジネス客を呼び込み，受け入れてきました。しかし，こうした玄関口の整備には数十億円もの費用がかかっています（3ページ 福岡市のこれまでの主な取り組みを参照）。
- 今後も福岡市が九州の玄関口として，利便性や魅力を高めて，より多くの観光・ビジネス客を呼び込み，各地に送り出すことが九州全体の活性化にもつながります。そのためには観光振興の財源が必要となります。
- 福岡市議会において，今後必要となる観光振興財源としての宿泊税の創設を定めた「福岡市観光振興条例」の可決を受け，福岡市は宿泊税の導入に向け速やかに具体的な検討を行うこととし，同市における宿泊税等に関する調査検討を行うため，「福岡市宿泊税に関する調査検討委員会」を設置しました。
- 本調査検討委員会では，宿泊税を導入した先行都市の状況の把握や宿泊事業者へのアンケートなども行い，宿泊税の用途の具体化と課税要件について，一定程度議論が進んだことを踏まえ，ここまでの議論の成果について広く意見を求めることとしたものです。

(2) これまでの検討状況

時期	動き
平成30年 3月～9月	福岡市議会の有志議員による勉強会（計15回） <ul style="list-style-type: none">・ 宿泊事業者団体からのヒアリング・ 有識者ヒアリング・ 他都市視察・ 総務省意見交換
9月5日	福岡市観光振興条例案を議員提案により福岡市議会（9月定例会）に提出
9月14日	福岡市観光振興条例案が福岡市議会（9月定例会）で可決
9月14日	市の方針として「速やかに具体的な検討を行う」と決定
10月3日	第1回福岡市宿泊税に関する調査検討委員会
10月5日	宿泊事業所へアンケートの実施（10月17日期限）
10月24日	第2回福岡市宿泊税に関する調査検討委員会

1 宿泊税の検討にあたって

(3) 福岡市のこれまでの主な取り組み（福岡市が行っている広域的な機能の整備・運営）

福岡市はこれまで、より多くの観光客を呼び込み、九州全体の活性化につなげるため、様々な取り組みを行ってきました。

①海の玄関口 受入環境の整備

	市費	国費	県費
クルーズ船の受入環境整備 (クルーズセンター整備や岸壁の改良など、整備費 約50億円)	約40億円	約10億円	0円
クルーズセンター運営や クルーズ船の観光バス対応など	毎年約3億円	0円	0円

②陸の玄関口 受入環境の整備

	市費	国費等	県費
博多駅リニューアルに併せた駅ビルとバスターミナルを結ぶ歩行者連絡橋などの周辺環境整備（博多駅再整備事業 総事業費 約67億円）	約23億円	約44億円	0円

③九州各地の情報発信

	市費	国費等	県費
博多駅と天神の観光案内所の整備・運営	運営に 毎年約3千万円	0円	0円
	案内所の整備を含めるとこれまで 総額 約6億円	約1.5億円	0円
九州情報コーナーを含む 市役所1階ロビーの整備・運営	市費	国費等	県費
	これまで 総額 約1.4億円	約0.5億円	0円

④MICEの推進

	市費	国費	県費
マリンメッセの整備	約297億円	0円	0円
福岡国際会議場の整備	市費	国費	県費
	約100億円	0円	0円
第2期展示場及び立体駐車場の整備・維持	市費	国費	県費
	約95億円	0円	0円

⑤福岡市内の交通対策

	市費	国費	県費
福岡タワー周辺における観光バス駐車場の確保	約4千万円	0円	0円
天神地区や福岡タワー周辺の駐車場の交通整理員の配置	市費	国費	県費
	毎年 約3千万円	0円	0円

⑥来街者の利便性向上

	市費	国費等	県費
無料の公衆無線LAN環境の整備・運営等	これまで 約1.4億円以上	約0.1億円	0円

(1) 宿泊税の使途についての考え方（記載する事業は例示であり、福岡市が実施すべきとの趣旨ではない。）

今後必要となる観光施策について、以下の表のとおり①～③の視点から整理した。

項目	整理の視点
①福岡市観光振興条例で定める施策に充当すること	<p>目的税である宿泊税については、福岡市においては、福岡市観光振興条例に基づく施策に要する費用に充てることとなっていることから、福岡市観光振興条例に定める目的、基本理念、施策に沿った事業に充当する。</p> <p>○福岡市観光振興条例で定める施策</p> <p>観光産業の振興・受入環境の整備・観光資源の魅力の増進等・MICEの振興 持続可能な観光の振興</p>
②九州における福岡市の役割や今後の観光・MICEの動向等を踏まえ、重要性や優先度の高い事業を選択すること	<p>福岡市観光振興条例に定める施策の事業内容については、市議会での検討や審議、調査検討委員会での意見、宿泊事業者等関係者の意見、これまでの福岡市の取り組み等に基づき、下記の観点から、重要性や優先度が高い事業を選択し、例示した。</p> <p>i) 福岡市の役割として、これまで取り組んできた「九州の玄関口としての拠点整備」の実績や重要性</p> <p>ii) 福岡市や九州において、今後5年間、大規模MICEの開催等が予定されており、福岡市や九州にとって大きな機会であるとともに、その受入環境整備等は喫緊の課題であること</p> <p>iii) 観光客の増加やMICEの誘致・開催が進めば、関連する観光産業や市民生活への影響を考慮することが必須</p>
③既存事業へ単純に充当しないこと	<p>宿泊税については、今後の行政需要の増加に対し、安定的な財源を確保する観点から導入されたことを鑑み、これまで取り組んできた既存事業へ単純に充当するのではなく、下記の事業へ充当すべきである。</p> <p>i) 新規事業 ii) 既存事業の拡充 iii) 左記 i ii の効果的な継続事業 iv) その他予見することが難しく、緊急性かつ必要性が認められる事業</p>

2-(1) 福岡市宿泊税を財源とする取り組みの考え方

(2) 九州のゲートウェイ都市機能強化に向けた取り組み(観光客, MICE・ビジネス客, 市民・市内事業者向け) 1,721百万円

条例における施策項目	事業例	概要	平年の事業費(百万円)
MICEの振興	MICE施設の充実(拡充)	MICE施設の利便性・快適性の向上や機能強化	700
観光資源の魅力の増進等	観光拠点の形成(新規)	エリア観光の回遊拠点の形成	200
受入環境の整備	観光バス駐車場, 乗降場の整備(拡充)	九州各地へのアクセス強化のための整備	92
受入環境の整備	Fukuoka City Wi-Fiの利便性向上(拡充)	高速化とスポット拡充	424

ほか, MICE誘致の強化や九州周遊ルート形成のためのデジタルマーケティングなど305百万円

(3) 大型MICE等の集客拡大に対応するための取り組み(観光客, MICE・ビジネス客向け, 市民・事業者向け) 1,237百万円

条例における施策項目	事業例	概要	平年の事業費(百万円)
MICEの振興	大規模MICE受入準備(拡充)	キャッシュレスの推進など地域の受入体制の強化	100
受入環境の整備	来訪者にもやさしい環境づくり(新規)	MICE施設や観光施設でのユニバーサル対応	247
観光資源の魅力の増進等	MICE開催おもてなし事業(拡充)	ミストによる暑さ対策や花を用いた歓迎	119
受入環境の整備	観光地等の公衆トイレの整備(新規)	トイレの洋式化やバリアフリー対応	114

ほか, 観光案内サイン等充実強化や災害時の外国人観光客対応など657百万円

(4) 観光産業や市民生活へ着目した取り組み（市民・市内事業者向け） 544百万円

条例における施策項目	事業例	概要	平年の事業費 (百万円)
観光産業の振興	宿泊施設のおもてなし 環境づくり支援 (新規)	宿泊施設におけるトイレの 洋式化や案内表示の多言語 化の補助	50
観光産業の振興	特別徴収義務者への事務費支援 (新規)	特別徴収義務者への支援	70
観光産業の振興	観光事業者のインバウンド 対応促進（新規）	多言語対応支援や ビジネスマッチング	40
持続可能な観光振興	マナー啓発事業（拡充）	映像やパンフレットによる マナー啓発	54
持続可能な観光振興	民泊を含む宿泊施設等の指導強化 (拡充)	環境衛生監視員の増員	147

ほか、宿泊施設の経営強化・魅力発信支援など183百万円

(2) ~ (4) 事業費合計

3,502

- ※ 個別事業費や総額については、今後、必要な行政需要があることを示すために試算したものである。よって、宿泊税を財源とした具体的な事業については、今後決定される課税要件と税収見込みに応じて、事業実施年度の予算編成時に検討していくこととなる。

宿泊税の課税要件の考え方（案）

項目	検討案	宿泊税の考え方（案）
課税客体 （課税標準） （納税義務者）	福岡市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設	課税客体を宿泊行為とした場合には、ホテル等と民泊に違いはなく、民泊（いわゆる違法民泊を含む。）にも課税するものとする。
徴収方法	特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。）	全ての宿泊税導入先行自治体において、宿泊事業者等を特別徴収義務者とし、特別徴収を実施しており、徴収方法は特別徴収とする。
特別徴収義務者	・旅館業または住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者	
税率（税額）	1人1泊について、宿泊料金が 2万円未満・・・200円 2万円以上・・・500円 税収規模：24.3億円程度	今後必要となる観光振興策の事業規模を勘案し、一定の税収を確保しつつ、他都市と同様に比較的分かりやすくかつ宿泊料金の多寡を税率に反映することができる左記の案とする。
免税点	なし	宿泊者は、行政サービスを一定程度享受しており、課税の公平性の観点から踏まえ、広く負担を求めることが望ましいことから、免税点を設けないこととする。
課税免除	設けない	特別徴収義務者（宿泊事業者等）の事務負担等を踏まえ、課税免除を設けないこととする。
入湯税	宿泊1人1泊 50円（現行150円から減額） 日帰り 50円（改正なし）	入湯税は、宿泊と日帰りで税率に区分があり、宿泊税の創設によって、宿泊行為に新たな負担が生じることとなる。宿泊税の創設に伴う納税義務者の二重の負担について、軽減を図るため、左記のとおり改正する。

福岡市の現状

1 急増する交流人口

- 国は、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日外国人旅行者数が、2020年に4,000万人、2030年に6,000万人に増加する目標を掲げ、施策を推進。
- 福岡市においては、「福岡観光・集客戦略」策定前の2012年と比べると、
 - ・ 入込観光客数は、4年で約1.2倍の2,050万人(2016年)
 - ・ 宿泊客数は、4年で約1.4倍の727万人(2016年)
 - ・ 国際会議開催件数は、4年で約1.5倍の383件(2016年)
 - ・ 外国人入国者数は、5年で約3.7倍の298万人(2017年)⇒ 観光・MICEによる交流人口は増加し、今後も拡大する見通し。

2 増加する観光消費額

- 観光消費額は、4年で約1.4倍の4,534億円(2016年)

3 多様化する海外からの旅行者

- 国籍別延べ宿泊者外国人構成比(2016年)は、韓国38.1%、台湾19.3%、中国11.9%、香港11.8%、北米4.3%、タイ3.7%、イギリス0.7%、オーストラリア0.6%、カナダ0.5%等となっている。
- 海外からの旅行者の訪問先は、都心部だけでなく、香椎宮、筥崎宮、志賀島、アサヒビール園、マリノアシティ、能古島等の都心部以外にも広がっている。
また、観光情報サイト「よかなび」の閲覧状況を分析すると、英語では東長寺の閲覧が多く、中国語(繁体字)では福岡市鮮魚市場の閲覧が多くなる等、言語別に興味が多様化していることが分かる。

4 増加する宿泊需要と多様化する宿泊形態

- 客室稼働率は、5年で11ポイント増の84%(2017年)
- 市のホテル・旅館の客室数は、5年で約1.1倍の25,827室(2017年)
- 2017~2019年度で47棟、6,292室増加見込み(2018.3.1現在の見込み)
- 市の簡易宿所の軒数は、2015年と比較して約3.1倍の135軒客室数は、同年比約2.5倍の760室(2017年)
- 住宅宿泊事業法に基づく届出施設数は317件(2018年7月末現在)

5 民泊対策

- 平成30年6月に住宅宿泊事業法が施行され、民泊を行う事業者には、事業を適切に実施するための措置が課された。
また、同時に旅館業法が改正され、行政には、無許可営業施設への立入権限が付与される等、違法民泊への監視指導権限が強化された。
- 福岡市では、住宅宿泊事業法等の施行に併せて、
 - ・ 環境衛生監視員の増員による監視指導体制の充実
 - ・ 福岡県警との連携による悪質な違法民泊への取締り強化
 - ・ 民泊に関する相談等に迅速に対応するため、福岡県、福岡県警、九州地方整備局等の関係機関との連絡会議を設置・開催
 - ・ 住宅宿泊事業法の制度内容や市の取組等をまとめたリーフレットの作成・配布等を行い、健全な民泊の推進に向け取り組んでいる。

福岡市が実施すべき施策の方向性

- 福岡市は、これまで観光振興に取り組んできた結果、入込観光客数は5年連続で過去最高を更新し、国際会議開催件数も8年連続で政令市中第1位となる等の成果を挙げる一方で、急増する国内外からの旅行者への対応（※外国人入国者数は5年で約3.7倍）、市民生活への配慮等の課題解決に取り組んでいく必要がある。
 - ※ 福岡市の課題
 - 国内外からの旅行者の増加への対応
 - 観光産業の生産性の向上、人材の確保
 - 旅行者の増加による市民生活上の課題
 - 観光資源の活用
 - MICEの誘致競争の激化
 - 増加する民泊への対応
- 一方で、都市間競争が強まる中、都市の強みを伸ばし、競争力を高めていく取組や新規需要に対応していくことも必要となる。
- 以上を踏まえ、今後、下記の方向性をもって具体の施策に取り組んでいく必要がある。
 - 1 観光産業の振興
観光に関する産業の生産性の向上及び観光振興に寄与する人材の育成に必要な施策の実施その他の観光に関する産業の振興に必要な施策に取り組む。
[事業イメージ例]
 - ・ 観光に係る人材の確保及び育成
 - ・ キャッシュレス化
 - ・ IoT活用の推進 等
 - 2 受入環境の整備
国内外からの旅行者が安心して、安全かつ快適に過ごすことができるよう、観光を取り巻く情勢の変化に対応した受入環境の整備その他の必要な施策に取り組む。
[事業イメージ例]
 - ・ 外国人旅行者対応（多言語対応、トイレ洋式化、急患対応等）
 - ・ 観光案内機能の充実
 - ・ Wi-Fiの充実
 - ・ 宿泊事業者に対する支援 等
 - 3 観光資源の魅力の増進等
国内外からの旅行者の来訪の促進を図るため、地域の食、歴史、文化、自然その他の観光資源の魅力の増進及び新たな観光資源の発見並びに国内外に向けた魅力の発信その他の必要な施策に取り組む。
[事業イメージ例]
 - ・ 食、歴史、文化、自然等を活かした魅力づくり
 - ・ ナイトタイムの魅力向上 等
 - 4 MICEの振興
MICE(国際会議その他の多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント)の受入環境の整備、誘致体制の強化その他のMICEの振興に必要な施策に取り組む。
[事業イメージ例]
 - ・ MICEの受入環境の整備
 - ・ 誘致体制の強化 等
 - 5 持続可能な観光の振興
宿泊施設に関する法令の適切な運用の確保、良質な宿泊施設に係る情報の提供その他の市民生活との調和に配慮した持続可能な観光振興に必要な施策に取り組む。
[事業イメージ例]
 - ・ 市民及び旅行者の安全安心の確保のための取組
 - ・ 健全な民泊推進のための取組（違法民泊への対策）
 - ・ 旅行者増加による市民生活への影響緩和策 等

(1) 設置目的

福岡市観光振興条例（平成30年福岡市条例第55号）に定める宿泊税（以下、「宿泊税」という。）等に関する調査検討を行うため、福岡市宿泊税に関する調査検討委員会を設置する。

(2) 調査検討課題

福岡市宿泊税に関する調査検討委員会は、次の事項について調査検討するものとする。

- ① 宿泊税に関すること
- ② その他観光振興等に関すること

(3) 委員名簿（50音順，敬称略）

氏名	役職等	備考
金子 新	福岡市ホテル旅館協会 会長	副委員長
合野 弘一	福岡観光コンベンションビューロー 専務理事	
田中 治	同志社大学法学部 教授	委員長
山下 真輝	株式会社 J T B 総合研究所 主席研究員	

※これまでの「福岡市宿泊税に関する調査検討委員会」での議論の内容や会議資料等については、福岡市のホームページでご確認いただけます。

●福岡市のホームページのトップページから「観光・魅力・イベント」→「福岡市宿泊税に関する調査検討委員会」を選んでいただくか、トップページで「宿泊税」と入力して検索してください。